



発行
東京都

目次

告示

- 東京都地域冷暖房区域の変更……………（環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二

公告

- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………（環境局総務部環境政策課）…三
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………（同）…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…四

告示

●東京都告示第六百一号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第十七条の十九第一項の規定により、地域冷暖房区域を変更したので、同条第二項において準用する同条例第十七条の十八第六項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月十七日

東京都知事 小池百合子

- 一 変更した地域冷暖房区域の名称
八王子旭町地域冷暖房区域

二 変更内容

地域冷暖房区域の範囲（別図のとおり）

（一）変更前

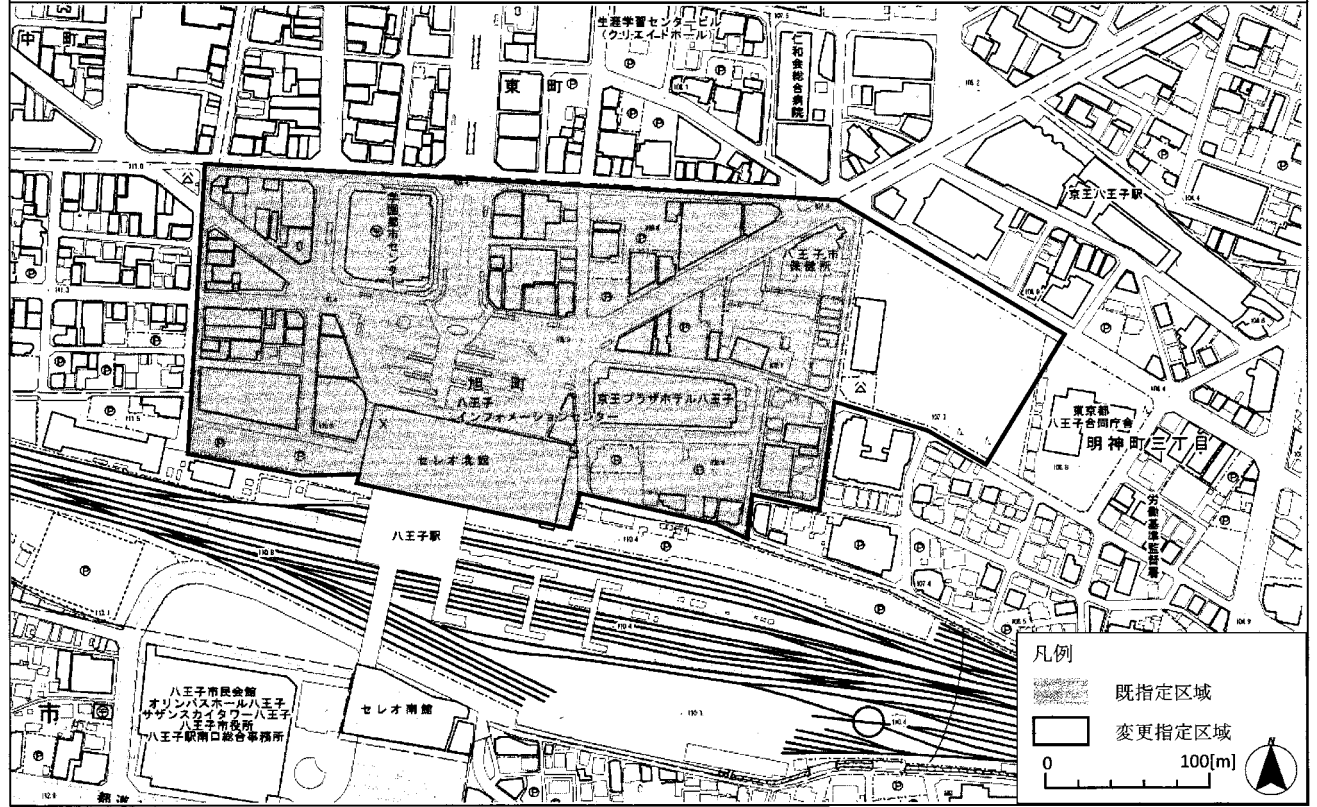
八王子市旭町、三崎町、中町、東町、明神町三丁目及び明神町四丁目の各一部

（二）変更後

八王子市旭町、三崎町、中町、東町、明神町三丁目及び明神町四丁目の各一部

別図

八王子旭町地域冷暖房区域



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度DVD版)を使用したものである。

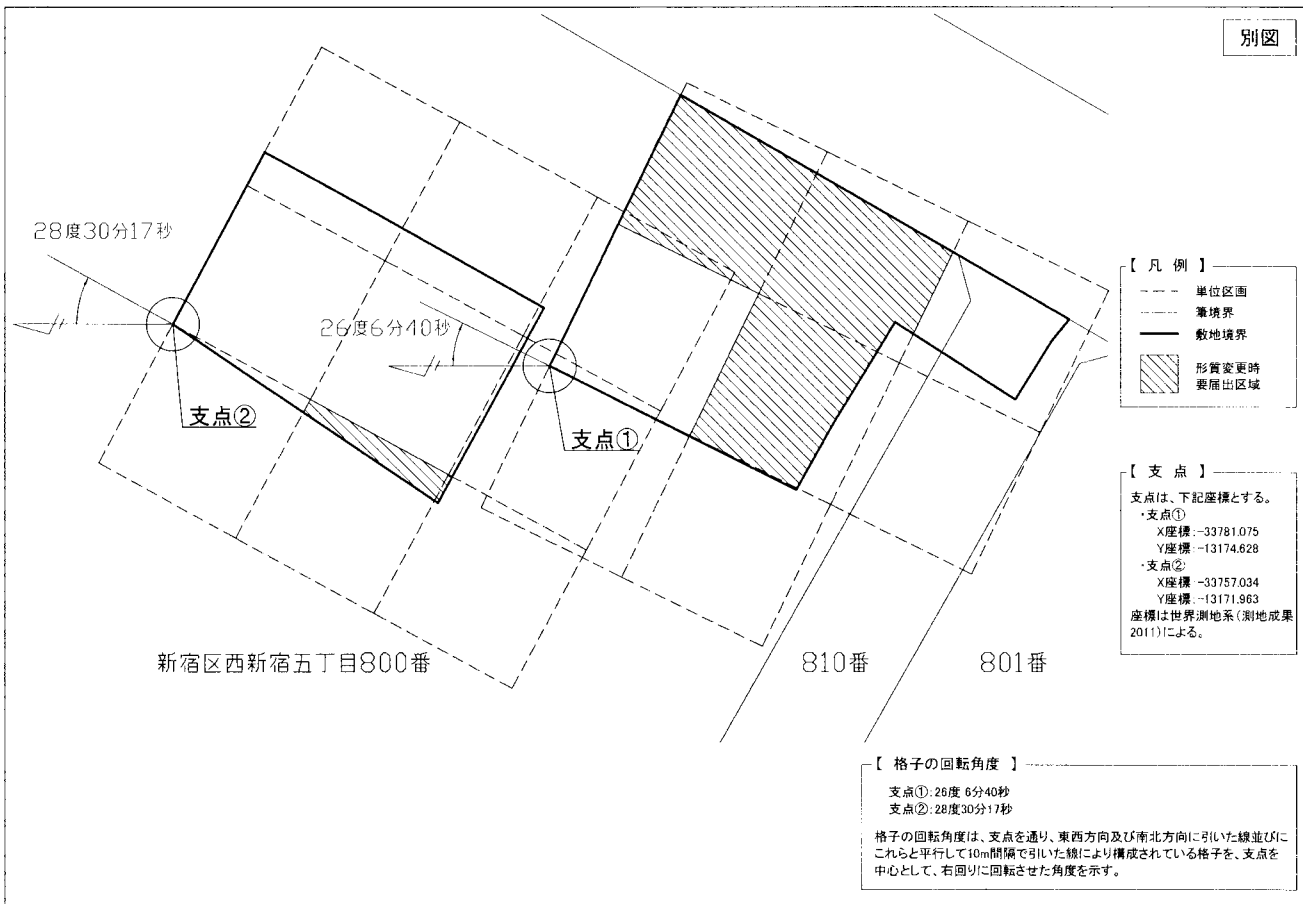
●東京都告示第六百二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月十七日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区西新宿五丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



公 告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出
について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、(仮称)赤坂二丁目プロジェクトについて、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和元年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

森トラスト株式会社

代表取締役社長 伊達 美和子

港区虎ノ門二丁目三番十七号

二 対象事業の名称

(仮称)赤坂二丁目プロジェクト

三 工事着手の予定年月日

令和元年十月十八日

四 工事完了の予定年月日

令和六年十一月三十日

五 届出日

令和元年十月二日

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、八重洲一丁目

北地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和元年十月十七日

一 日時 東京都知事 小 池 百合子

令和元年十一月二十七日(水曜日)午後一時三十分開始

二 場所

千代田区立スポーツセンター 八階 第三集会室
千代田区内神田二丁目一番八号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和元年十月三十一日(木曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

- (一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番
一 号 東京都庁第二本庁舎十九階

五 公述人の選定

- (一) 公述人の数は、二十五人程度とする。
 - (二) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。
 - (三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。
- 六 公述の範囲及び公述時間
- (一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。
 - (二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四五三(直通)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年十月十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和元年十月十七日

- 一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子
- 二 店舗所在地 赤羽駅西口市街地再開発ビル
- 三 設置者名 株式会社新都市ライフホールディングスほか二十一名
- 四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号ほか
- 五 変更を行った設置者名 株式会社新都市ライフホールディングスほか一名
- 六 変更前の設置者名 株式会社新都市ライフ
- 七 変更後の設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス
- 八 変更前の設置者住所 新宿区西新宿六丁目五番一号(株式会社新都市ライフホールディングス)
- 九 変更後の設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号(株式会社新都市ライフホールディングス)
- 十 変更前の設置者の代表者名 古屋 雅弘(株式会社新都市ライフホールディングス)ほか
- 十一 変更後の設置者の代表者名 安達 勝(株式会社新都市ライフホールディングス)ほか
- 十二 変更前の小売業 株式会社ワイズマートほか三十四

三	設置者名	森ビル流通システム株式会社
二	店舗所在地	渋谷区神宮前一丁目十一番六号
一	店舗名	ラフォーレ原宿
二十三	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
二十二	縦覧期間	令和元年十月十七日から令和二年二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
二十一	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
二十	届出日	令和元年八月三十日
十九	変更日	令和元年五月二十二日ほか
十八	変更後の小売業者の代表者名	渡邊 雅人(株式会社スイートスタイル)ほか
十七	変更前の小売業者の代表者名	田中 保成(株式会社スイートスタイル)ほか
十六	変更後の小売業者の住所	中央区日本橋小舟町七番二号(株式会社スイートスタイル)ほか
十五	変更前の小売業者の住所	愛知県名古屋市中区錦一丁目十九番二十五号(株式会社スイートスタイル)ほか
十四	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社スイートスタイルほか五名
十三	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社フードウェイほか二十八名
十二	縦覧期間	令和元年十月十七日から令和二年二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一	変更後の小売業者の代表者名	足達 成幸(株式会社レイ・カズン)ほか
十	変更前の小売業者の代表者名	宮腰 敦(株式会社レイ・カズン)ほか
九	変更後の小売業者の住所	大阪府大阪市中央区道修町三丁目六番一号(株式会社パルグループホールディングス)ほか
八	変更前の小売業者の住所	大阪府大阪市中央区北浜三丁目五番二十九号(株式会社パルグループホールディングス)ほか
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社レイ・カズンほか十六名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ナイスクラブほか百十一名
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社オリブ・デ・オリブほか百二十三名
四	設置者住所	渋谷区神宮前一丁目九番十三号
三	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社ほか一名
二	店舗所在地	新宿区西新宿二丁目二番二号
一	店舗名	株式会社ルミネ新宿1店
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
十五	縦覧期間	令和元年十月十七日から令和二年二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十三	届出日	令和元年九月十二日
十二	変更日	平成三十一年四月五日ほか
十一	変更後の小売業者の代表者名	須藤 信由(株式会社FSプランニング)ほか
十	変更前の小売業者の代表者名	齋藤 正浩(株式会社FSプランニング)ほか
九	変更後の小売業者の住所	目黒区自由が丘二丁目九番十五号(株式会社キルン)ほか
八	変更前の小売業者の住所	世田谷区駒沢一丁目二番五号(株式会社キルン)ほか
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社FSプランニングほか九名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ビー・ワイ・オーほか八十九名
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ビー・ワイ・オーほか九十一名
四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号
三	設置者名	株式会社ルミネ新宿2店
二	店舗所在地	新宿区新宿三丁目三十八番二号
一	店舗名	株式会社ルミネ新宿1店

一 店舗名	GINZA SIX	
十六 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	
十五 縦覧期間	令和元年十月十七日から令和二年二月十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	
十四 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	
十三 届出日	令和元年九月十二日	
十二 変更日	令和元年五月二十三日ほか	
十一 変更後の小売業者の代表者名	藤田 雅章(株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド)ほか	
十 変更前の小売業者の代表者名	寺田 和正(株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド)ほか	
九 変更後の小売業者の住所	港区西麻布二丁目二十六番二号(CLANE DESIGN株式会社)ほか	
八 変更前の小売業者の住所	港区南青山六丁目四番六号(CLANE DESIGN株式会社)ほか	
七 変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドほか五名	
六 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ルミネアソシエーツほか八十四名	
五 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ルミネアソシエーツほか八十名	
四 設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号	
三 設置者名	東日本旅客鉄道株式会社ほか一名	

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

